

(仮称) 宮津与謝広域ごみ処理施設建設工事に伴う設計施工監理業務に係る
簡易公募型プロポーザル募集要項

平成 28 年 4 月 28 日
宮津与謝環境組合

(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設建設工事に伴う設計施工監理業務(以下「本業務」という。)の委託にあたり、下記のとおり簡易公募型プロポーザルを実施して、その受託者を選定する。

1 業務の名称及び業務番号

(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設建設工事に伴う設計施工監理業務
28 宮与環衛委第 1 号

2 業務の目的

本業務は、(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設建設工事にあたり、その設計・施工に関する監理業務を実施することを目的とする。

3 業務の概要等

(1) 業務の概要

別に定める「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設建設工事に伴う設計施工監理業務仕様書」のとおり。

(2) 委託期間

契約日の翌日から平成 31 年 7 月 31 日まで

(3) 履行場所

宮津市字須津、与謝野町字石川 地内

(4) 提案上限金額

提案上限金額は、169,140,960円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

年度割額	平成28年度	3割以内(消費税及び地方消費税を含む)
	平成29年度	3割以内(消費税及び地方消費税を含む)
	平成30年度	3割以内(消費税及び地方消費税を含む)
	平成31年度	残額(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 本業務委託の契約にあたり契約保証金は免除する。

4 参加資格

参加を希望する者(以下、「応募者」という。)は、参加表明書、技術提案書及び見積書(以下、「提出書類」という。)の提出期限日において、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (4) 平成 15 年以降に発注された一般廃棄物の「ごみ焼却施設の施工(設計含む)監理業務」業務について元請けとして履行実績があること。
- (5) 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条の規定による登録で、「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (6) 宮津市、伊根町及び与謝野町(以下「関係市町」という。)へ測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申請書の提出があること。
- (7) 焼却処理施設の建設工事施工監理業務について、十分な知識と経験を有する技術者を配置することができること。なお、配置技術者の要件は仕様書のとおり。
- (8) 関係市町において、指名停止等または入札参加排除等の措置を受けていないこと。

- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
 (10) その他管理者が必要と認める要件。

5 日程

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① 募集要項の公表 | 平成 28 年 4 月 28 日 (木) |
| ② 募集要項及び提出書類に関する質疑の提出期限 | 平成 28 年 5 月 6 日 (金) |
| ③ 募集要項及び提出書類に関する質疑の回答予定日 | 平成 28 年 5 月 10 日 (火) |
| ④ 提出書類の提出期限 | 平成 28 年 5 月 13 日 (金) |
| ⑤ 審査 | 平成 28 年 5 月 18 日 (水) |
| ⑥ 審査結果通知予定日 | 審査終了後に速やかに通知する。 |
| ⑦ 委託契約の締結 | 平成 28 年 5 月 予定 |

6 質疑応答

- (1) 募集要項等書類（本募集要項及び仕様書）及び提出書類に関する質疑

- ① 提出期間
平成 28 年 5 月 6 日 (金) の午後 5 時まで
- ② 提出方法
様式 9 質問書により、電子メールにて提出すること。なお、質疑を提出した場合は、提出先に電話により、電子メールの着信について確認すること。
- ③ 提出先
 事務局 : 宮津与謝環境組合 事務局 担当: 奥野
 〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1
 (与謝野町役場内)
 T E L : 0772-46-9015
 F A X : 0772-46-2851
 E - m a i l : h-okuno@mykankyo.jp
 ホームページ : <http://mykankyo.jp/>
- ④ 回答方法
 質疑の回答は、平成 28 年 5 月 10 日 (火) 午後 5 時を予定している。
 また、質疑の回答は、質疑者全員に電子メールにて送付する。

7 提出書類の提出

- (1) 提出書類

様 式 名		提出部数
様式 1	参加表明書	正 1 部、電子データ
様式 2	応募者の概要	正 1 部、副 1 部、電子データ
様式 3	業務実績調書	正 1 部、副 1 部、電子データ
様式 4	業務実施体制調書	正 1 部、副 1 部、電子データ
様式 5	配置技術者業務実績調書	正 1 部、副 1 部、電子データ
様式 6	提案申請書	正 1 部、電子データ
様式 7	技術提案書	正 1 部、副 13 部、電子データ
様式 8	見積書	正 1 部、電子データ
様式 9	質問書	正 1 部、電子データ

- (2) 提出方法
 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合にあっては、提出期限までに事務局に到着したもののみ受け付けることとするので、提出書類の到着の有無について確認すること。また、全ての提出書類は、電子メールにて電子データも提出すること。
- (3) 提出先
 宮津与謝環境組合 事務局
 〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1 (与謝野町役場内)

(4) 提出期限

様 式 名		提出期限
様式1	参加表明書	平成28年5月11日(水)午後5時まで
様式2	応募者の概要	平成28年5月11日(水)午後5時まで
様式3	業務実績調書	平成28年5月11日(水)午後5時まで
様式4	業務実施体制調書	平成28年5月13日(金)午後5時まで
様式5	配置技術者業務実績調書	平成28年5月13日(金)午後5時まで
様式6	提案申請書	平成28年5月13日(金)午後5時まで
様式7	技術提案書	平成28年5月13日(金)午後5時まで
様式8	見積書	平成28年5月13日(金)午後5時まで
様式9	質問書	平成28年5月6日(金)午後5時まで

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

8 ヒアリング

提出書類に疑義等がある場合など、必要に応じて、別途、通知をしてヒアリングを行う。

9 優先交渉権者決定基準

(1) 優先交渉権者

実務経験、技術提案及び見積金額が予定価格(契約限度額に108分の100を乗じた額)の範囲内の応募者のうち、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、総合評価点の最高点が同点であった場合は、技術評価点の高い者を優先交渉権者とする。また、総合評価点の最高点が同点であり、その技術評価点及び価格評価点がいずれも同点であった場合は、くじによることとする。

優先交渉権者との契約交渉の結果、その者が契約を辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

なお、契約金額は、委託契約の交渉の相手方が提出した見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

(2) 総合評価点の算出方法

総合評価点は、技術評価点と価格評価点の合計により算出する。

なお、総合評価点の満点を100点とし、それぞれの配点について、技術評価点の配分点を70点、価格評価点の配分点を30点とする

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(3) 価格評価点の算出方法

価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{点} \times \text{応募者内での最低提案価格} / \text{提案価格}$$

(4) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、提案評価により算出する。なお、実績評価においては、参加条件を満たしていない場合は、失格とする。

(5) 技術評価点の評価項目及び配点

項 目	配 点	評価の視点
1 実績評価	参加条件を満たしているかの確認	①提案者の業務実績 ②管理技術者の資格・実績 ③担当技術者の実績
2 提案評価	70	①本常務に取り組む基本的な考え方、進め方 ②本業務の実施体制 ③業務全体工程の考え方 ④業務に関する具体的作業内容 ⑤業務遂行上の特に関心する配慮事項及び対応策
技術評価点合計	70	

(6) 提案評価の配点

評価項目	評価詳細項目	評 価			配点
		A	B	C	
企画提案内容 に対する評価	本業務に取り組む基本的な考え方、進め方	100	50	10	25
	本業務の実施体制	100	50	10	20
	業務全体工程の考え方	100	50	10	10
	業務に関する具体的作業内容	100	50	10	10
	業務履行上の特に重視する配慮事項及び対応策	100	50	10	5
合 計					70

評価	評価内容	採点の算出方法
A	優れた提案である	項目ごとの配点×1.00
B	平均的である	項目ごとの配点×0.50
C	平均より劣る	項目ごとの配点×0.10

(7) 審査結果の通知

審査結果は、郵送にて通知する。

(8) 審査結果の公表

審査結果については、本組合のホームページにおいて優先交渉権者名のみ公表する。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費（提出書類の作成及び提出に関する費用等）は、全て応募者の負担とする。
- (2) 打ち合わせ等に要する人件費・交通費・印刷物などの経費について、業務遂行に伴い見積もった回数等に増減が生じても業務委託料の精算の対象としない。
- (3) 本業務に携わる配置技術者（4.（7）の要件を満たす各配置技術者）は、提出書類の様式5に記載した技術者によることとし、正当な理由がない限り変更を認めない。また、配置技術者が特記仕様書に記載する業務内容を遂行することが困難であると本組合が判断した場合は、配置技術者の変更等の措置を命じることができるものとする。
- (4) 応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (5) 審査及び評価の内容、結果についての問い合わせには、応募者本人の価格評価点及び技術評価点を除き、一切応じない。また、異議申し立ては認めない。
- (6) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知をすること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (8) 年度割金額については、受託者と協議のうえ決定する。
- (9) 応募者が1者であった場合も、優先交渉権者選定基準に従い応募提案書の審査を行う。